

普通預金規定

第1条（取扱いの範囲）

この預金は、ローソン銀行（以下「当行」という。）の現金自動入出金機（以下「ATM」という。）の利用による預入れ、払戻しまたは残高照会ができます。

第2条（証券類の受入れ）

この預金には、原則として現金のみを受け入れるものとし、あらかじめお申出があり、当行が認めた場合以外は、手形、小切手、配当金領収証その他証券（以下「証券類」という。）を受け入れることができません。この場合のお手続きは当行所定の方法によることとします。なお、この場合、当行所定の手数料をいただきます。

第3条（振込金の受入れ）

1. この預金には、為替による振込金を受け入れます。
2. この預金への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金を取り消します。

第4条（受入証券類の決済、不渡り）

1. 証券類は、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
2. 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合はただちにその通知を届け出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金から引き落とし、その証券類は当行所定の方法で返却します。
3. 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

第5条（預金の払戻し）

1. この預金から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当行所定のお手続きを行ってください。
2. 同日に複数の払戻取引（ATMによる払戻し、お振込みなどを含む）を行い、その総額が預金残高を超える場合には、そのいずれを払い戻しするかは当行が任意に決めることができます。

第6条（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を1円として、毎年2月と8月の第3土曜日の翌銀行営業日（銀行営業日は「ローソン銀行取引規定」に定める

当行営業日)に、当行所定の普通預金利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。
なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第7条 (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて当該書類について取り扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

第8条 (未使用口座管理手数料)

1. この預金が、当行が別途定める未使用口座に該当し、当行所定の要件を充足しない場合には、当行所定の手続きを経たうえで、当行所定の未使用口座管理手数料をお支払いいただきます。この場合、当行は払戻請求書等によらず、この預金から未使用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。
2. 未使用口座管理手数料の引落しが不能となった未使用口座については、残高を未使用口座管理手数料としてお支払いいただきます。この場合、当行は、この預金からの当該残高の引落し後、改めて通知することなくこの預金を解約することができるものとします。
3. 一旦、引落しとなり、お支払いいただいた未使用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

第9条 (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

第10条 (規定の変更)

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)